

計画（素案）からの主な変更点について

資料2-2

変更箇所		理由	変更内容
1 章 P7	図表1-4	大阪市こども計画の策定状況に合わせて時点修正	図表1-4「大阪市社会的養育推進計画の位置づけ」における大阪市こども計画の説明内容を修正
3 章 P20	(1) 前計画における目標 9行目	東部こども相談センターの工事期間の変更に伴い修正	令和 8 年度には4か所目の東部こども相談センターの開設が予定されており↓ ⇒ 令和 9 年度には4か所目の東部こども相談センターの開設が予定されており に修正
6 章 P32	(3) 令和6年度末時点での目標達成見込み	東部こども相談センターの工事期間の変更に伴い修正	一時保護所の施設整備を計画通りに進めており ⇒ 一時保護所の施設整備を 概ね 計画通りに進めており に修正
6 章 P34	上段の※	こども相談センターの整備状況を時点修正	新中央こども相談センターを建設し、令和7年3月に移転 （予定） 。東部こども相談センター・南部こども相談センターについても 着工予定 。 ⇒ 新中央こども相談センターを建設し、令和7年3月に移転。東部こども相談センター・南部こども相談センター 分室（一時保護所） については、 令和6年度から建設中。南部こども相談センターの大規模改修を令和7年度着工予定 。 に修正
6 章 P34	(2) 資源の整備・取組方針 1行目	東部こども相談センターの工事期間の変更に伴い修正	令和 8年度中 の開設を目指して整備 ⇒ 令和 9年度中 の開設を目指して整備 に修正
6 章 P34	(2) 資源の整備・取組方針 4行目	こども相談センターの整備状況を時点修正	令和7年3月 末 の中央こども相談センター移転後 ⇒ 令和7年3月の中央こども相談センター移転後 に修正
6 章 P35	年度ごとの整備目標 ①一時保護施設の定員数	東部こども相談センターの工事期間の変更に伴い修正	令和8年度 130人 ⇒ 130人（年度中に170） に修正 令和9年度 180人 ⇒ 170人（年度中に180） に修正

変更箇所		理由	変更内容
8章 P50	3 計画期間における整備・取組方針等（1）基本的な考え方	第9回児童福祉審議会での委員意見、第5回社会的養育専門部会委員意見を踏まえ追記	<u>こども相談センターと里親支援センターは、里親が養育上の困りごとを相談しやすくなるよう、協力体制を強固にして里親を支援する。</u>
9章 P61	（2）資源の整備・取組方針 最終行	第9回児童福祉審議会での委員意見を踏まえ修正	業務負担の軽減や働き続けられるための定着支援などについて。 <u>検討していく。</u> ⇒業務負担の軽減や働き続けられるための定着支援などを 実施するとともに、対策について効果検証を行い、施設の状況を踏まえ必要となる対策の検討を行う。
10章 P65	3 計画期間における整備・取組方針等（1）基本的な考え方	誤記修正	児童自立生活援助事業Ⅰ型 ⇒ 児童自立生活援助事業 所 Ⅰ型 児童自立生活援助事業Ⅱ型 ⇒ 児童自立生活援助事業 所 Ⅱ型 児童自立生活援助事業Ⅲ型 ⇒ 児童自立生活援助事業 所 Ⅲ型
11章 P68	（2）直近の取組結果 （イ）児童相談所の複数設置	東部こども相談センターの工事期間の変更に伴い修正	令和 8年度中 の開設を目指し、東部こども相談センター建設工事を進め ⇒ 令和 9年度中 の開設を目指し、東部こども相談センター建設工事を進め に修正
11章 P68	（3）令和6年度末時点での目標達成見込み	東部こども相談センターの工事期間の変更に伴い修正	児童相談所の複数設置について整備計画通りに進めており ⇒ 児童相談所の複数設置について 概ね 整備計画通りに進めており に修正
11章 P70	（2）資源の整備・取組方針 10行目	東部こども相談センターの工事期間の変更に伴い修正	令和 8年度中 の開設を目指して整備を進める（令和5年度末～令和8年度：建設工事、 令和8年度中 ：開設予定）。 ⇒ 令和 9年度中 の開設を目指して整備を進める（令和5年度末～令和8年度：建設工事、 令和9年度中 ：開設予定）。 に修正
資料編 P73～		参考資料として追加	大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会運営規程、大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会委員名簿、社会的養育推進計画策定経過、施設等入所児童に対するアンケート回答結果、施設等退所後児童に対するアンケート回答結果、用語の説明 を掲載